空き家をあなた好みにリフォームしてみませんか?

大人気!!! 移住者提案型リフォーム事業

-移住者提案型リフォーム事業による移住希望者を3組募集します。

- ② 空き家を自分の思いどおりにリフォームすることができます。 ※リフォーム費用の上限:4,500,000円(税込み)
- 塚 状態の良い空き家を、数戸用意しておりますので、その中から自分が 気に入ったものを選んでください。
 - ※1 当選順にリフォームしたい空き家を選んでもらいます。
 - ※2 中浜1戸、茂浦1戸、水沢1戸(H28.4.11現在)
- ☞ 県内在住(八峰町除く)の方も申込むことができます。 ただし、応募者多数の場合は、県外在住の方を優先しますので、予め ご了承ください。

(before)



(after)



移住の定義

- 本町出身者(Uターン) 町外へ住所を移し、在学期間を除き継続して5年を超えて町外に居住した後、再び 町内に住所を定めること。
- 町外出身者(Iターン) 町内に住所を定めたことのない方が新たに町に転入すること。ただし、町内への転入理由が転勤、赴任等の場合を除く。

応 募 要 件

- 1. 今後、八峰町に移住する予定の方で、平成29年3月31日までの間に当町に住民登録する方。
- 2. 当該空き家に5年以上の居住が見込まれる方。
- 3. 税、使用料等を滞納していない方
- 4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
- 5. 八峰町の移住施策に賛同し、写真撮影や動画配信、マスコミ取材等に、積極的にご協力頂ける方。
- 6. 自治会に加入して、地域活動に参加して頂ける方。
- 7. (特)秋田移住定住総合支援センターに会員登録頂ける方。

選考方法

応募者多数の場合は抽選になります。ただし、県外からの移住者を優先的に入居させるため、優先順位を「県外在住者→県内在住者」とします。

応 募 方 法

別紙「定住促進空き家活用住宅利用申込書」に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- 1. 申込者及び同居者の住民票の写し
- 2. 申込者及び同居者の収入を証明する書類(所得証明書等)
- 3. 申込者及び同居者の納税を証明する書類(納税証明書等)
- 4. 申込みに係る誓約書

応 募 期 限

平成28年5月20日(金) 17:00必着

※応募者多数の場合は、5月下旬に抽選会を行います。(代理抽選可)

リフォーム費用	家 賃
150 万円未満	25,000 円
150 万円以上 200 万円未満	27,000 円
200 万円以上 250 万円未満	29,000 円
250 万円以上300 万円未満	31,000 円
300 万円以上 350 万円未満	33,000 円
350 万円以上	35,000 円

 $\downarrow\downarrow\downarrow$ 詳細については、下記までお問い合せください。 $\downarrow\downarrow\downarrow$

お問い合わせ先

八峰町企画財政課

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

電話:0185-76-4603(受付時間 平日午前9時~午後5時)

FAX: 0185-76-2113

Eメール: kikaku@town.happou.akita.jp